資料2

白岡市第８期障害福祉計画

（障害児福祉計画を含む。）

計画骨子（イメージ）

目　　次

第１章　計画の基本的な考え方・・・

（３）住まいの確保（居住系サービス）・・・

第1章　計画の基本的な考え方

１　計画の策定に当たって

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活し、様々な活動にいきいきと参加できる地域社会の実現が求められています。

これまで市では、「ともに生き　ともに支え合うまちに」を基本理念として掲げ、様々な障がい者施策を推進してきました。

令和５年度には、市の障がい者施策の基本的な計画である「白岡市第６期障害者基本計画」を策定し、障がいのある方の地域での暮らしを支援するとともに、障がいの理解促進や共生社会に向けた様々な施策の推進を図っています。この計画は、令和６年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの６年間を計画期間としています。

また同時に、国の指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、「白岡市第７期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」（計画期間：令和６年度～令和８年度）を策定し、サービスの提供に努めています。

このたび、「白岡市第７期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」が期間満了を迎えることから、現状分析や国の基本指針などを踏まえ、「白岡市第８期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」を策定するものです。

【参考：国の動向】

■ 近年の関連法等の制定

施行年	法律名等(通称)	概　　要
平成30年	障害者総合支援法及び児童福祉法改正	●自立生活援助の創設、就労定着支援の創設 ●高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ●医療的ケアを要する障害児に対する支援（平成28年６月施行）
	障害者文化芸術推進法	●障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 ●障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進
	●白岡市第５期障害者基本計画／白岡市第５期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）策定 ●第５期埼玉県障害者支援計画の策定 ●国 障害者基本計画の策定	
令和元年	読書バリアフリー法	●視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和２年	●白岡市心をつなぐ手話言語条例	
令和３年	医療的ケア児支援法	●医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ●個々の状況に応じ、切れ目ない支援 ●医療的ケア児と保護者の意思を尊重した支援
	●白岡市第６期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）策定 ●第６期埼玉県障害者支援計画の策定	
令和４年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	●障害者による情報の取得利用･意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和５年	**●国 第５次障害者基本計画の策定**	
令和６年	改正児童福祉法	●障害児入所施設の22歳までの入所継続可能 ●児童発達支援の類型一元化
	障害者総合支援法等一部改正	●地域生活の支援体制の充実 ●多様な就労ニーズに対する支援
	改正障害者差別解消法	●事業者による合理的配慮提供の義務化
	●白岡市第６期障害者基本計画／白岡市第７期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）策定 ●第７期埼玉県障害者支援計画の策定	
令和７年	高次脳機能障害者支援法	●高次脳機能障がいへの理解促進 ●自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援
令和８年	医療的ケア児支援法一部改正	●支援対象の拡大や支援施策の充実、医療的ケア児等支援センターの強化等（施行：令和9年4月１日）

2　計画の性格

〇障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するものであり、国の基本指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るためのものです。

〇児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものであり、国の基本指針に即し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るためのものです。

〇国の「障害者基本計画」及び県の「埼玉県障害者支援計画」を踏まえるとともに、市の総合振興計画や地域福祉計画、障害者基本計画などの関連計画との整合性を持って策定するものです。

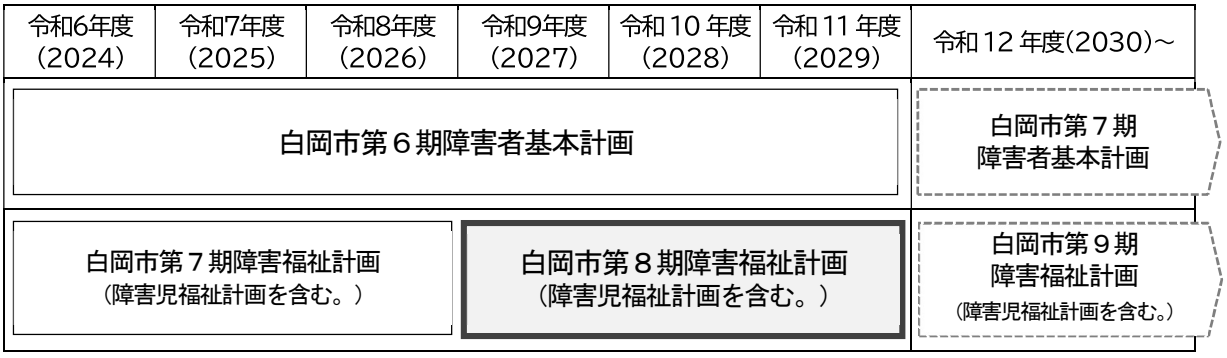
3　計画の対象者の範囲

この計画における「障がい者」とは、障害者手帳の有無にかかわらず「障害者総合支援法」における障害福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障害者、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者のうち18歳以上である者、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害者を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（難病等）であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。

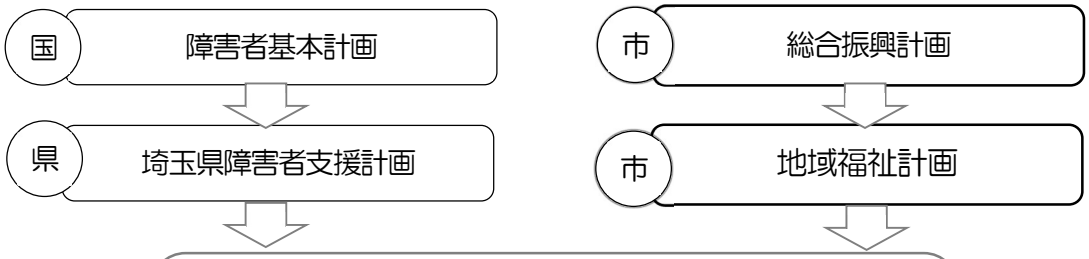
また、「障がい児」とは、「児童福祉法」に規定する障害児をいいます。

4　計画の期間

令和９年度から令和11年度までの３年間を計画期間とします。



■ 計画の位置づけ



白岡市第６期障害者基本計画

○障害者基本法(第 11 条第 3 項)に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画

○計画期間 ： 令和６年度から令和 11 年度まで(6年間)

○基本理念 ： ともに生き　ともに支え合うまちに

【 施策の体系 】

基本目標 Ⅰ みんなで障がいの理解を深め、 権利を護るまちにしよう	(1)相互理解の強化 (2)地域福祉の促進 (3)権利擁護の取組の充実
基本目標 Ⅱ 一人一人の生活が充実したまちにしよう	(1)地域生活支援体制の充実 (2)日中活動の場の確保 (3)住まいの場の確保 (4)コミュニケーションの支援
基本目標 Ⅲ 共に働き、共に楽しむまちにしよう	(1)就労支援体制の充実 (2)生きがいづくりの支援
基本目標 Ⅳ 安心・安全なまちにしよう	(1)保健・医療サービスの充実 (2)福祉のまちづくりの推進 (3)安全な暮らしの確保
基本目標 Ⅴ 健やかな育成を支援するまちにしよう	(1)療育体制の充実 (2)障がい児教育等の充実

白岡市第８期障害福祉計画
(障害児福祉計画を含む。)

○障害者総合支援法(第 88 条)に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画(児童福祉法(第 33 条の 20)に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する実施計画を含む。)

○計画期間:令和９年度から令和 11 年度まで(3年間)

5　計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、策定懇話会をはじめ以下の体制で行います。

〇策定懇話会

障がい者やその家族、有識者・知識経験者、公募による委員等で構成され、計画策定に必要な審議を行います。

〇障がい者関係団体・関係機関等のヒアリング

障がいのある人などの生活状況や意見･要望などを把握して計画の基礎資料とするため、障がい者関係団体・関係機関等にヒアリング調査を実施します。

〇庁内関係課との連携・調整

庁内関係課等と意見交換を行うなど、連携・調整を行います。

〇パブリックコメント

広く市民の意見を募集するため、パブリックコメント（12月予定）を実施します。

6　計画の基本理念

障害者総合支援法に示されている基本理念を踏まえつつ、「白岡市第6期障害者基本計画」の基本理念であり、白岡市の障がい者施策の理念として継続的に掲げてきた『ともに生きともに支え合うまちに』を本計画の基本理念とし、障がい者施策のさらなる発展を目指します。

基本理念　：　ともに生き　ともに支え合うまちに

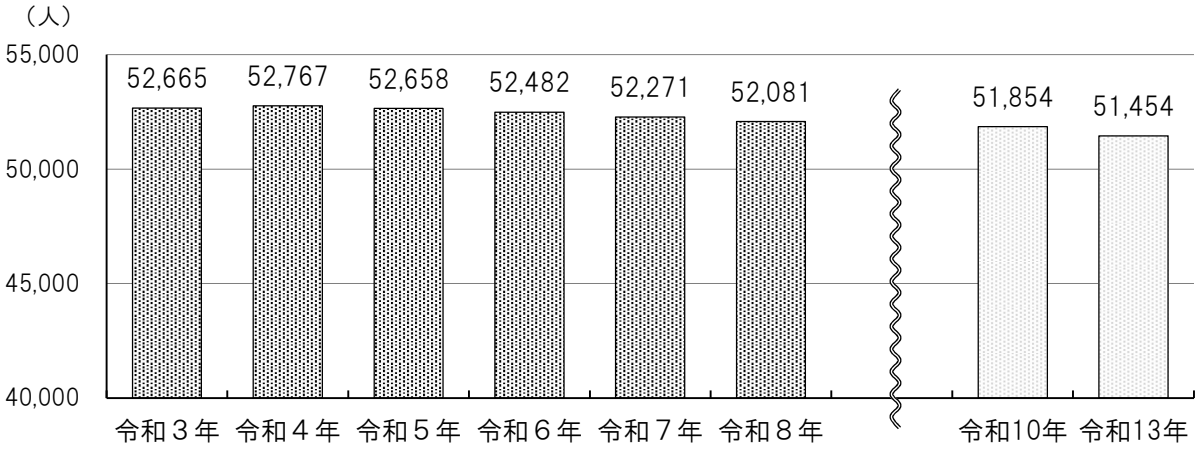
第2章　障がい者(児)等の現状と課題

1　障がい者(児)を取り巻く現状

（1）総人口の推移

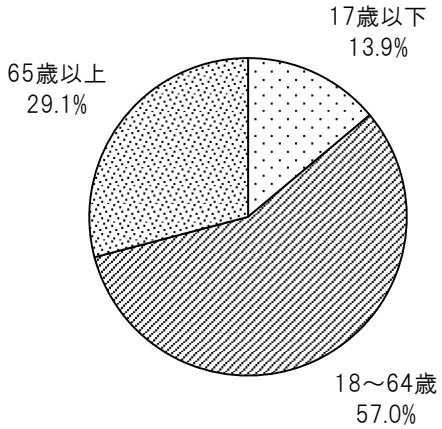
白岡市の総人口は、近年は微減傾向にあり、令和８年10月１日現在で、52,081人となっています。

■ 総人口の推移



資料：実績値は、住民基本台帳人口（10月１日現在）。推計値は、第６次総合振興計画。

■ 総人口の年齢別構成（令和８年）



資料：住民基本台帳人口（令和８年10月１日現在）

（２）障がい者（児）の推移

令和８年10月１日現在の障がい者（児）数（手帳所持者数）をみると、身体障害者（児）で1,318人、知的障害者（児）で429人、精神障害者（児）で●●人となっています。総人口に占める割合をみると、身体障害者（児）で2.53%、知的障害者（児）で0.82%、精神障害者（児）で●●%となっています。

令和３年以降の推移をみると、身体障害者（児）は減少傾向で推移していましたが、令和８年に増加しています。知的障害者（児）と精神障害者（児）は増加傾向にあり、総人口に占める割合も伸びています。

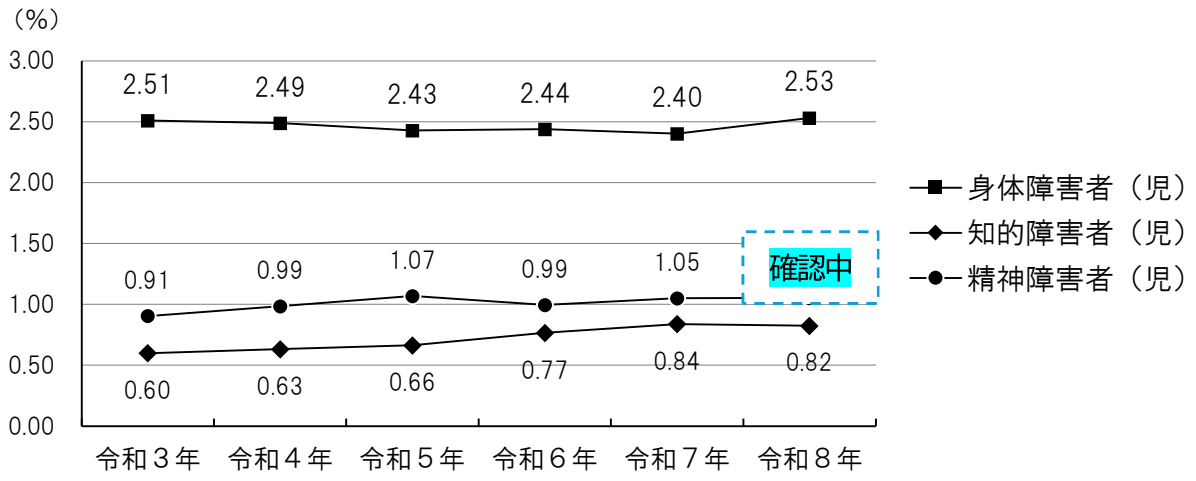
■ 障がい者（児）数の推移

単位：人

項　目		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
総人口		52,665	52,767	52,658	52,482	52,271	52,081
身体障害者（児）		1,322	1,313	1,279	1,280	1,256	1,318
	対人口比（%）	2.51	2.49	2.43	2.44	2.40	2.53
知的障害者（児）		316	334	350	402	439	429
	対人口比（%）	0.60	0.63	0.66	0.77	0.84	0.82
精神障害者（児）		477	520	563	522	549	確認中
	対人口比（%）	0.91	0.99	1.07	0.99	1.05	

資料：各年10月１日現在。総人口は住民基本台帳人口、障害者（児）数は、手帳所持者数による。

■ 総人口に占める障がい者（児）の割合の推移



（3）身体障害者（児）の推移

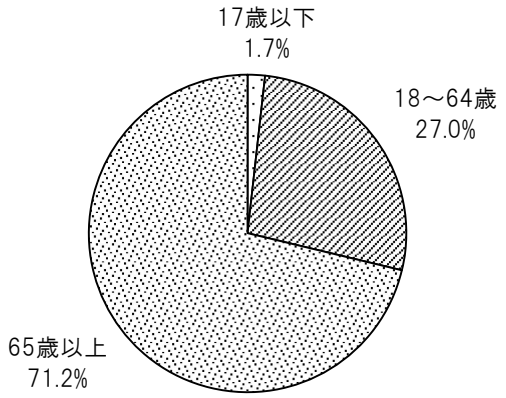
令和８年10月１日現在の身体障害者手帳所持者における年齢区分別の割合をみると、17歳以下は1.7%、18～64歳が27.0%、65歳以上が71.2%となっています。

障害の種類別にみると、肢体不自由と内部障害の数が多くなっています。

一方で肢体不自由は、近年減少傾向にありましたが、令和８年に増加しています。

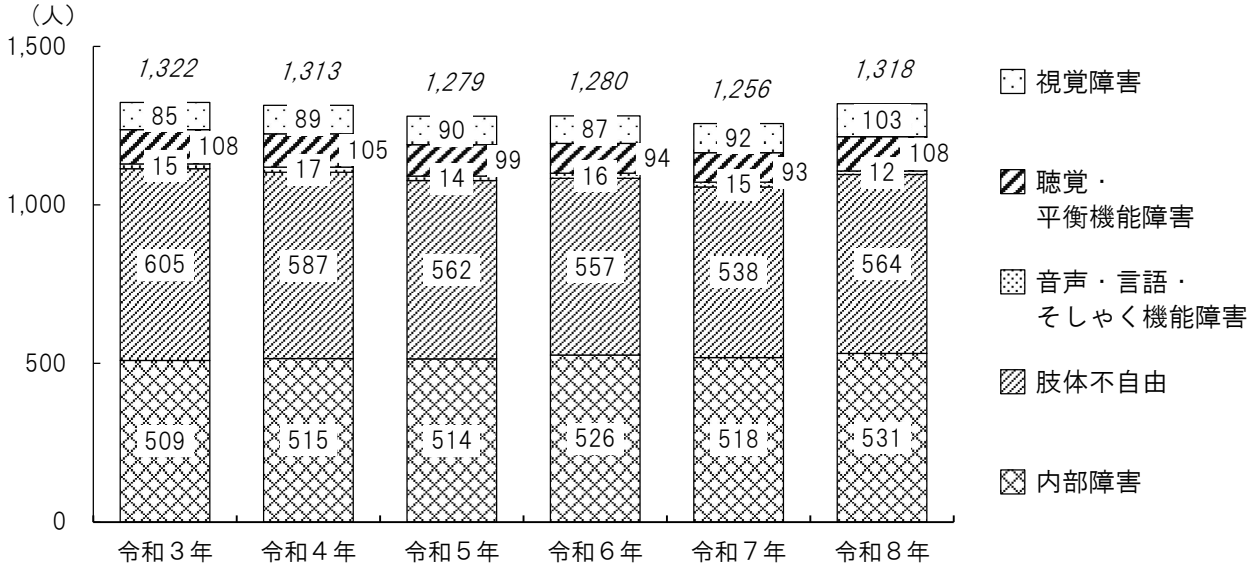
また、障害の程度別では、１級と４級が多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者（年齢区分別割合）



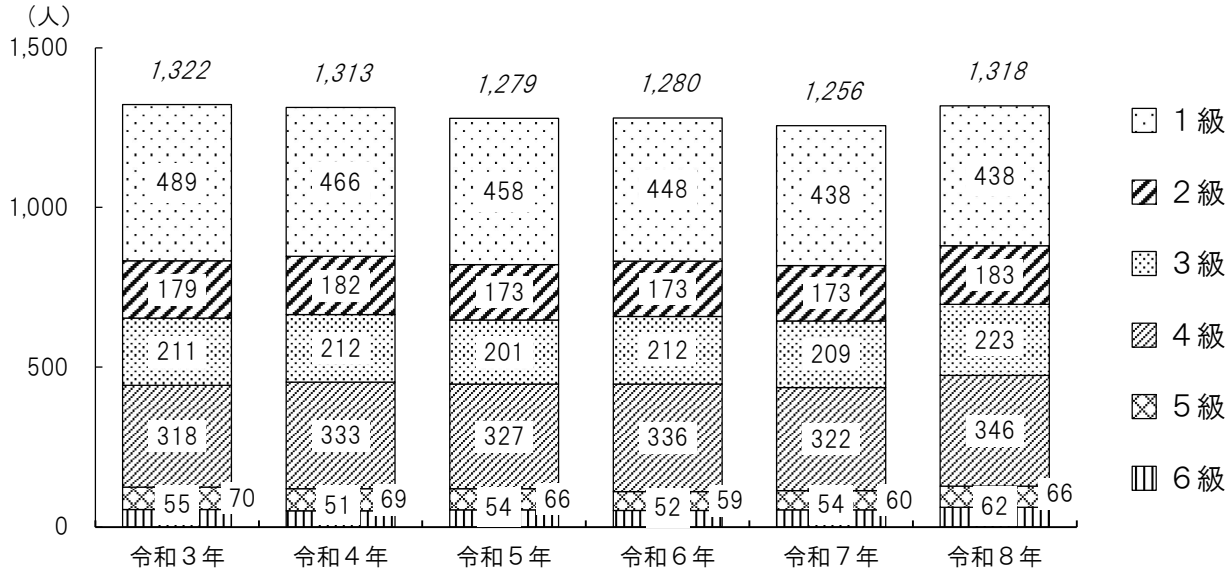
注）令和８年10月１日現在

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）



資料：各年10月１日現在

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の程度別）



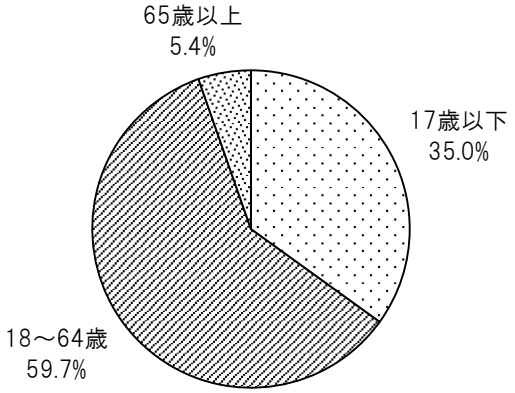
資料：各年10月１日現在

（４）知的障害者（児）の推移

令和８年10月１日現在の療育手帳所持者における年齢区分別の割合をみると、17歳以下は35.0%、18～64歳は59.7%、65歳以上は5.4%となっています。

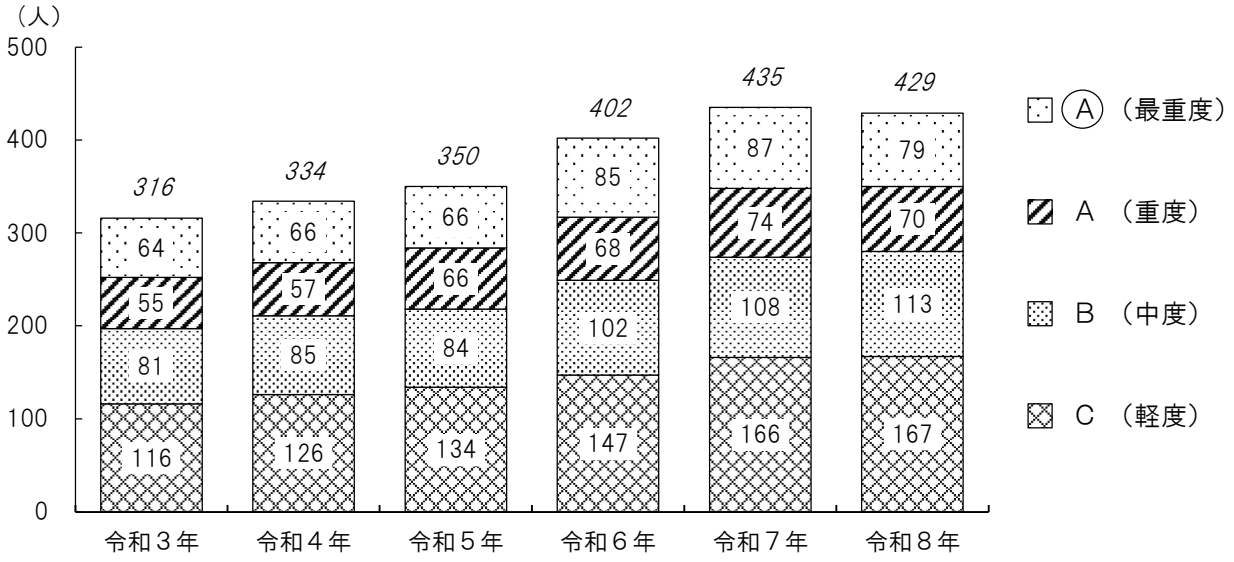
障害の程度別にみると、Ｃ（軽度）が最も多く、また、Ｂ（中度）とＣ（軽度）は増加傾向となっています。

■ 療育手帳所持者（年齢区分別割合）



資料：令和８年10月１日現在

■ 療育手帳所持者数の推移（障害の程度別）



資料：各年10月１日現在

（５）精神障害者（児）数の推移

（令和８年10月１日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者における年齢区分別の割合について記述予定。）

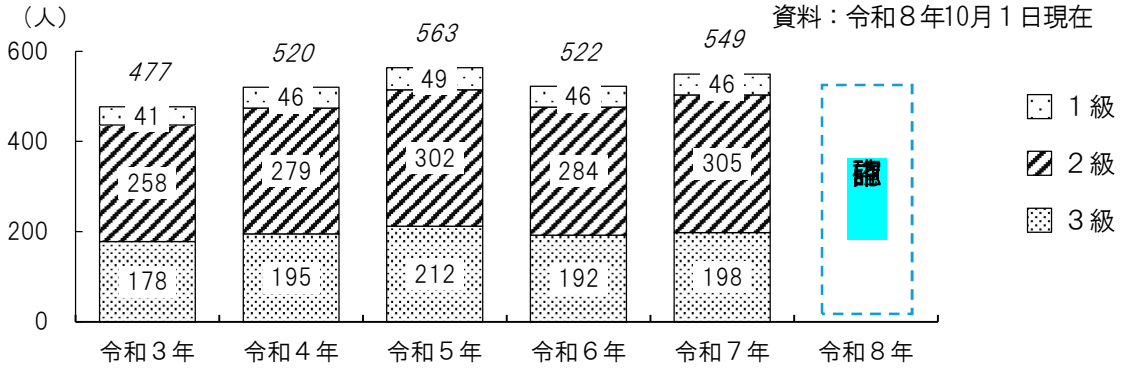
障害の程度別にみると、２級が最も多く、増加しています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向で、令和７年には991人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢区分別割合）

確認中

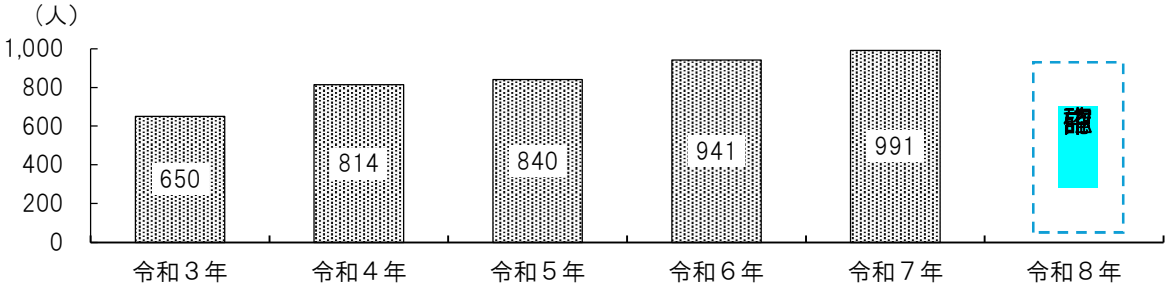
■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害の程度別）



資料：令和８年10月１日現在

資料：各年10月１日現在

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

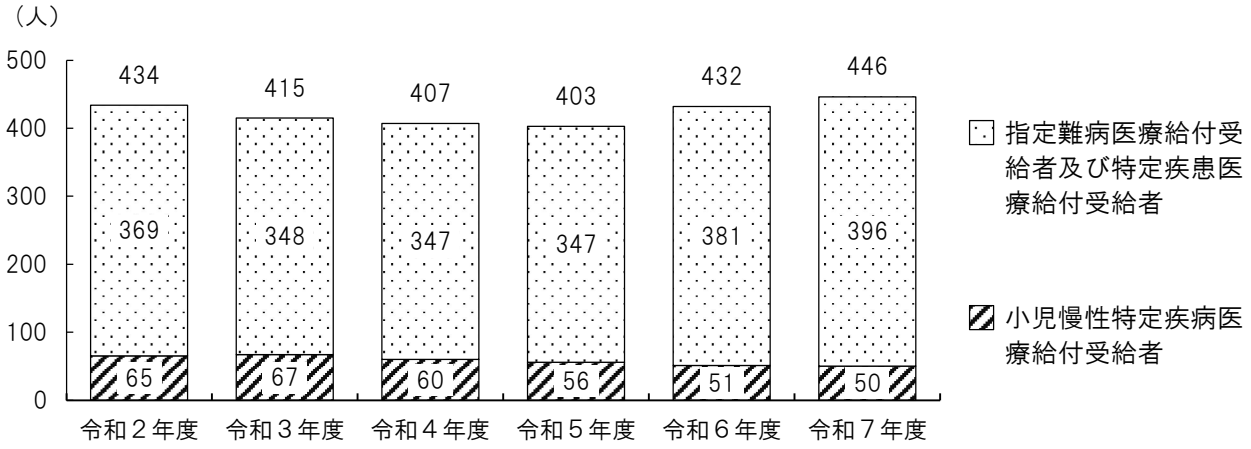


資料：各年10月１日現在

（６）難病患者の推移

指定難病医療給付*及び特定疾患医療給付*、小児慢性特定疾病医療給付*の受給者数の推移をみると、指定難病医療給付及び特定疾患医療給付受給者数は、令和７年度は396人となっています。令和４年度までは減少傾向でしたが、近年は増加傾向にあります。小児慢性特定疾病医療給付受給者数は、令和７年度は50人となっています。

■ 指定難病医療給付受給者及び特定疾患医療給付受給者、小児慢性特定疾病医療給付受給者の推移



資料：各年度３月31日現在

2　通学･就労の状況

（1）通学の状況

令和８年度の市内特別支援学級の在籍者数は、小学校で129人、中学校で45人となっています。小学校、中学校ともに増加傾向となっています。

令和７年度末現在、特別支援学校在籍者数は48人となっています。令和７年度末の特別支援学校高等部卒業者数は13人で、進路は、障がい者支援施設が９人となっています。

■ 市内特別支援学級の在籍者数

単位：人

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
小学校	46	61	69	73	85	110	129
市内児童総数	2,648	2,672	2,669	2,679	2,676	2,622	2,518
中学校	21	21	33	30	32	38	45
市内生徒総数	1,237	1,254	1,242	1,254	1,242	1,249	1,310
合計	67	82	102	103	117	148	174
市内児童･生徒総数	3,885	3,926	3,911	3,933	3,918	3,871	3,828

資料：各年度５月１日現在　教育指導課による。上段の在籍者数は、下段の市内児童・生徒総数に含む。

■ 特別支援学校の在籍者数

単位：人

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小学部	10	8	11	18	21	22
中学部	9	10	10	10	11	6
高等部	12	17	15	16	16	20
合計	31	35	36	44	48	48

資料：各年度３月31日現在

■ 特別支援学校高等部卒業者数・卒業者の進路（市内在住者のみ）

単位：人

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
進　学	0	0	0	0	0	2
就　職	1	1	1	3	2	1
障がい者支援施設	2	5	1	13	18	9
在　宅	0	1	0	0	1	1
合計（卒業者数）	3	7	2	16	21	13

資料：各年度３月３１日現在

（2）就労の状況

白岡市在住の障がい者雇用の状況は、令和７年度の就職件数は16件となっています。

埼玉県内の障がい者雇用者率は年々上昇しており、令和７年度は2.46％となっています。

■ 障がい者雇用の状況

項　目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
就職件数（件）	11	12	13	11	10	16
うち身体障害者（件）	2	7	2	2	5	2
うち知的障害者（件）	1	1	2	1	0	1
うち精神障害者（件）	8	3	9	8	5	13
新規求職申込み件数（件）	69	75	62	76	73	79

資料：春日部公共職業安定所（全国のハローワークに登録している白岡市在住者。年度合計。）
就職件数には、手帳未所持者も含まれているため、３障害の合計と一致しません。

■ 障がい者雇用率の推移

単位：％

項　目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
埼玉県	2.30	2.32	2.37	2.42	2.47	2.46
全　国	2.15	2.20	2.25	2.33	2.41	2.41

資料：各年度６月１日現在
民間企業の法定雇用率：令和３年２月まで2.2%、令和３年３月から2.3%、令和６年４月から2.5%、
令和８年７月から2.7%

３　障がい者を取り巻く課題

計画策定に当たり、障がい者関係団体・関係機関等のヒアリングを実施し、障がい者の生活状況の把握や意見等の収集を行いました。

基礎データの分析やヒアリング結果から、障がい者を取り巻く課題を取りまとめると、以下のような点があげられます。

◆相談支援体制について

ライフステージや心身の状態、生活環境の変化にも円滑に応じられるような、継続的な相談支援体制を充実することが必要です。

高齢の親が障がいのある子どもを介護している家庭も多く、親や家族の支援が難しくなったとき「親なき後」の暮らしの場や生活の支援について、本人の将来を見据えた支援体制が求められています。

計画相談支援を利用せずにセルフプランとなっているサービス利用者もいることから、計画相談支援が活用できる体制の整備に努めるとともに、相談支援事業者の充実・強化が必要です。

◆地域で安心して生活できるサービス提供基盤について

入所施設やグループホームといった暮らしの場が不足しているとともに、ショートステイや日中活動の場といった地域での生活を支えるサービスも不足しており、引き続きサービス提供体制の充実を図る必要があります。

日中活動の場は、日常的な介護・介助、または就労や余暇活動などを支援する場であり、様々なニーズに応えられるような提供体制の充実が重要です。また、ショートステイは、緊急時の対応などを含め利用意向が高いことから、提供体制の拡充が求められます。

これらに総合的に対応し、「親なき後」の安心した暮らしを実現するため、地域資源を活用して、関係機関や事業所が連携した地域生活支援拠点の機能を強化することが重要です。

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくことの大切さを共有し、機能と役割について利用者や事業者に周知と理解を進めることが重要です。

さらに、サービス提供側の課題としては、福祉の現場で働く人材の確保が困難となっています。情報提供や関係機関等の連携により運営の強化を促進するとともに、社会における福祉の仕事の理解を進めることが必要です。

◆障がい児の支援について

障がい児の通所支援については、放課後等デイサービスの利用が増加傾向となっており、児童発達支援を含めて、多くの利用があります。事業所の立地が市内や近隣市町で進んでいますが、必要なサービスを十分提供できている状況とはいえません。障がいのある子どもを早期に適切な療育支援につなげるための相談支援体制の充実と、医療的ケア児など支援度の高い障がい児の把握に努めることが必要です。

また、障がいのある子どもの成長段階に沿った支援や親の不安を解消できるよう、学校、サービス事業所、医療機関、行政等の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の強化が求められます。

◆障がいの理解や地域での支援などについて

障がい者が地域で生活していくためには、地域の一人一人が、様々な障がいの特性を知り、正しい理解と支え合いが必要です。外見では分かりにくい障がいについては、周囲の理解や支援が得られないことも多いことから、地域住民に対する周知や理解をきめ細かく進めることが重要です。

第3章　事業計画

1　基本的な視点

国の「基本指針」に示された基本的理念を踏まえ、次の５つの基本的な視点に配慮して計画を推進します。

◆視点１：障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。障がい者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、相談支援や障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

◆視点２：地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制の整備を進めます。また、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、多様なインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人への支援を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等についての相談、一人暮らし、グループホームへの入居体験の機会の提供、短期入所の利便性等の向上や緊急時の受入対応体制の確保等を進めます。また、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、地域生活支援拠点等の機能強化を進めます。

さらに、強度行動障がいや高次脳機能障がい、医療的ケアが必要な児者など、様々な障がい特性に応じた支援体制を進めます。

◆視点３：地域共生社会の実現に向けた取組

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」の生活など家族が抱える課題は複雑化・複合化しています。地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、福祉分野を超えた連携や協働を進めるとともに、住民主体の地域づくりや柔軟なサービスの確保に努め、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

◆視点４：障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の意見の尊重と最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、相談支援体制や専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、発達障がい児等に対しペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保に努め、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

新しい基本指針の基本的理念では、現行計画「◆視点５：障がい福祉人材の確保・定着」にあたる記載は削除され、別項目に移動となったため、本計画でも視点の項目からは削除しました。
人材の育成と確保については、「13　サービスの確保策」で記載予定です。

◆視点５：障がい者の生きがいや社会参加を支える取組

障がい者の地域における生きがいづくりや社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援に努めます。合理的配慮の提供とその環境整備に留意し、障がい者が文化芸術を享受し、鑑賞すること、創造や発表等の多様な活動に参加すること、読書を通じて文字・活字文化の恵みを享受できること等の機会を充実し、障がい者の個性や能力の発揮、余暇活動や社会参加の促進を図ります。

さらに障がい者による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、関係機関との連携を図りつつ、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を進めます。

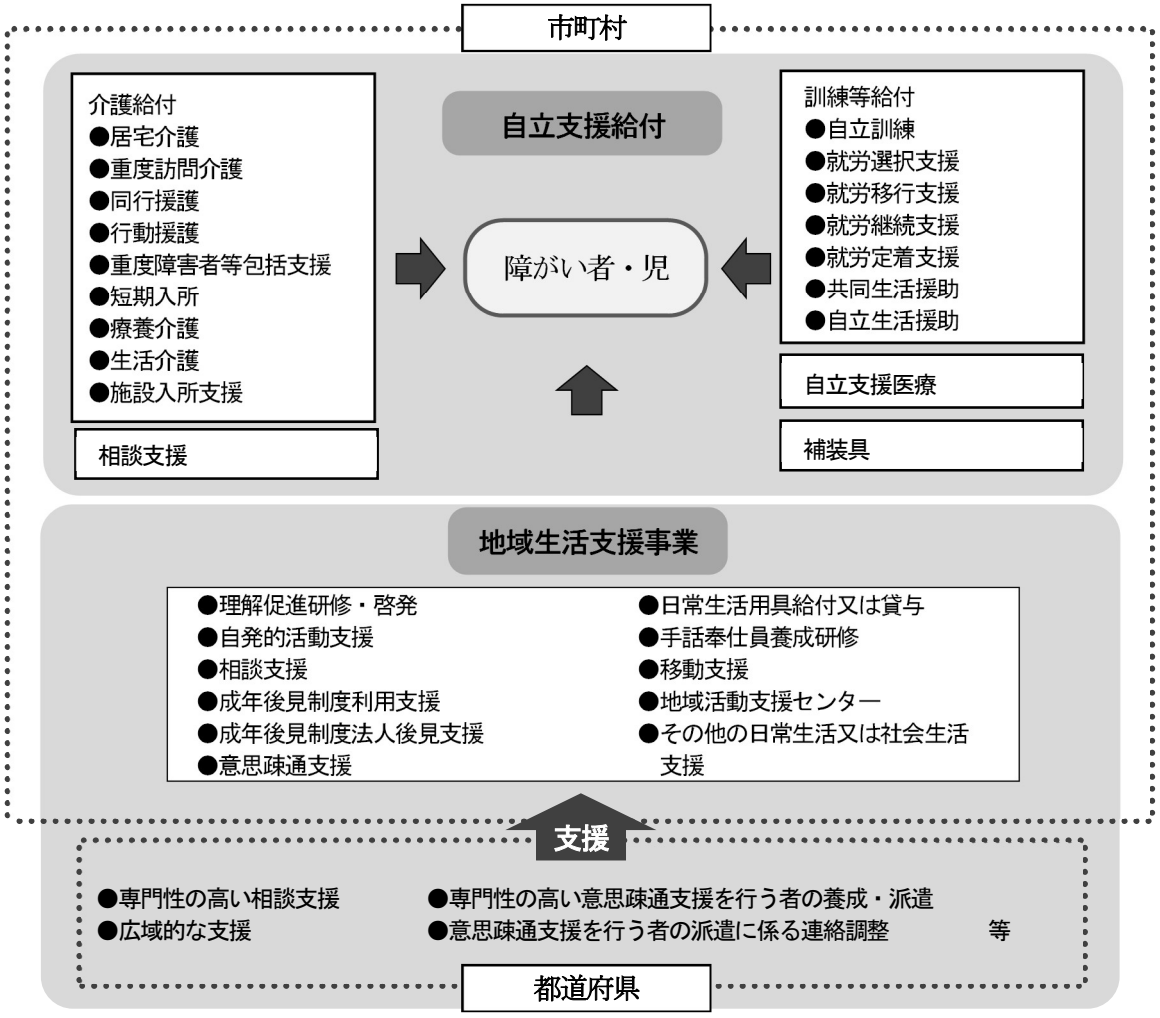
2　障害福祉サービス等の全体像

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、「相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

■ 障害福祉サービス等の全体像



入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを利用者がそれぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能です。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。
利用者一人一人の個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます。

日中活動の場

以下から１つ又は複数の事業を選択

療養介護※
生活介護
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型＝非雇用型）
就労定着支援
地域活動支援センター（地域生活支援事業）

プラス

住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援
又は
居住支援（グループホーム等）

※療養介護については、医療機関への入院と合わせて実施

■ 「障がい者」の相談支援体系

サービス等 利用計画	指定特定相談支援事業者 （計画作成担当） ※事業者指定は、市町村長が行う。	●基本相談支援 （障がい者・障がい児等からの相談） ●計画相談支援（個別給付） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援
地域移行支援 地域定着支援	指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が行う。	●基本相談支援 （障がい者・障がい児等からの相談） ●地域相談支援（個別給付） ◇地域移行支援 （地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ◇地域定着支援（24 時間の相談支援体制等）

障がい児を対象とした事業は、児童福祉法に根拠規定が一本化されており、「市町村障害児福祉計画」に基づき、障がい児のサービス提供体制の構築を進めています。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村にサービス利用に係る申請及びサービス等利用計画の提出を経て支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■ 市町村・都道府県における障がい児を対象としたサービス

市町村	障害児通所支援	児童発達支援
		居宅訪問型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
都道府県	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設
		医療型障害児入所施設

■ 「障がい児」の相談支援体系

サービス等利用計画	居宅サービス	指定特定相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長が行う。	●基本相談支援 （障がい児や障がい児の保護者等からの相談） ●計画相談支援（個別給付） ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援
障害児支援利用計画	通所サービス	障害児相談支援事業者 児童福祉法に基づき設置 ※事業者指定は、市町村長が行う。	●障害児相談支援（個別給付） ◇障害児支援利用援助 ◇継続障害児支援利用援助

※障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

3　障がい者数等の見込み

「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）、「指定相談支援」、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

（1）障がい者数等の見込み

（作成中）

■ 障がい者（児）数推計値

（推計作業中）

（2）障害福祉サービスの見込み

（作成中）

（3）障がい児支援等の見込み

（作成中）

（4）地域生活支援事業の見込み

（作成中）

■ 埼葛北地区地域自立支援協議会の役割

埼葛北地区地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、３市２町の広域で設置し、定期的に協議を行います。また、部会を設置し、個々の事例や地域課題に対する支援策等の検討を行っています。

【構成メンバー】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育機関、雇用支援機関、企業、障がい者団体、学識経験者など、地域の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成します。

【協議事項】

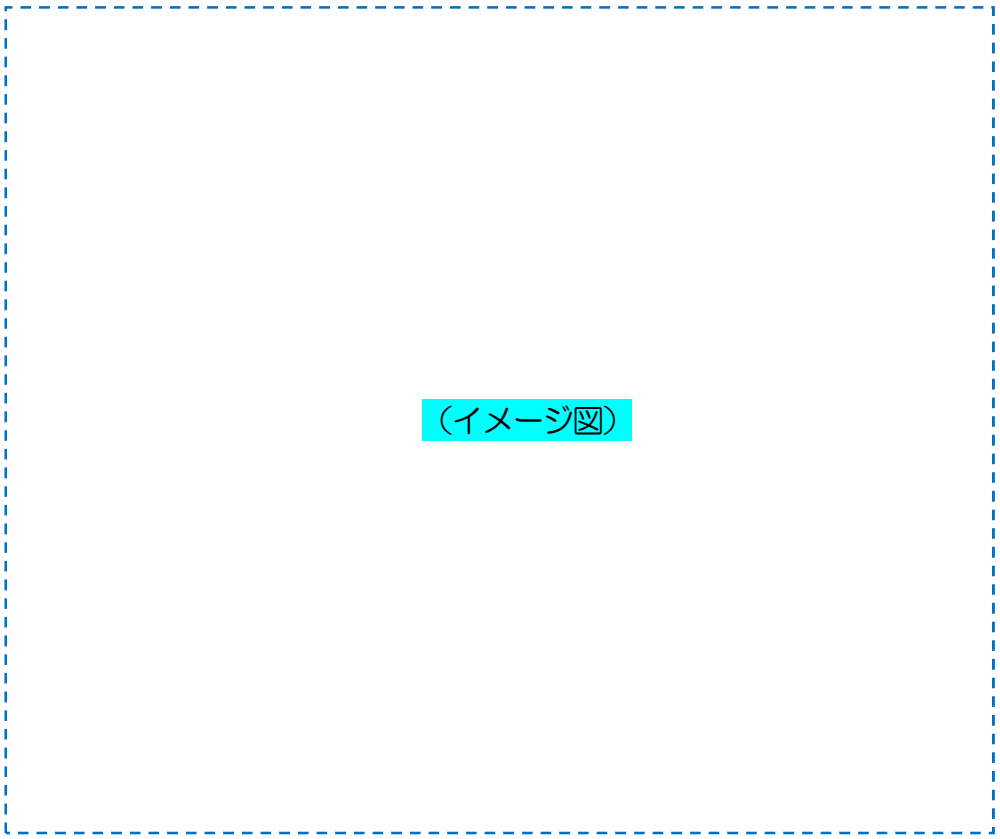
・中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
・困難事例への対応のあり方に関すること（当該事例の支援関係者等による個別の支援会議を必要に応じて開催しています。）。
・地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
・地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
・市町村相談支援機能強化事業に関すること。
・権利擁護や就労支援、虐待防止、ライフステージに応じた支援のあり方など、分野別の部会等の設置、運営等に関すること。

※３市２町とは：利根（南）障害保健福祉圏域における市町で、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町で構成されています。

■ 埼葛北地区地域自立支援協議会の組織体制

（体制図）

■ 埼葛北地区　地域生活支援拠点のイメージ図



4　令和11年度における目標値(成果目標)

本計画は、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進していくことが主要課題となっています。これらの課題解決に向けて、令和11年度の基本的な目標（成果目標）を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 国の基本方針（令和 11 年度までの目標） ■

○令和７年度末時点の施設入所者数の６％以上を地域生活へ移行する。
○施設入所者数を令和７年度末時点から５％以上削減する。
○令和８年度末において定めた目標が達成されない場合には、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

■ 県の考え方 ■

○地域移行者数は国と同様６％以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。
〈設定しない理由〉
本県には、1,000 人を超える入所希望者がおり、その中でも他害などの障害特性によりグループホームでの生活が困難など、真に入所が必要な方が施設の入所待ちをしている。このことから、本県では地域移行の促進と並行して必要最小限の施設整備は行うとしている。

令和７年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和11年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【成果目標】 （検討中・県で設定）

項　目	数値等	備　考
施設入所者数（A）	人	令和７年度末時点の入所者数 （施設入所支援を利用している者の合計数）
【目標値】 地域生活移行数（B）	人	（A）のうち、令和11年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
【目標値】 地域生活移行率	%	（B／A）　国・県の目標は６%以上

【今後の方向性】

○地域生活への移行には住まいの確保が必要です。グループホームなどの生活基盤整備については、障がい者の重度化、高齢化、「親なき後」の生活を鑑み、周辺市町と連携し、必要な量の確保に努めます。

○居住の場に加えて、在宅での生活を継続するためには、訪問系サービスや日中活動の場の確保、身近な相談窓口や情報提供など、様々なサポートが必要となります。利用者に対する相談支援によるケアマネジメントを進め、地域での生活を支える各種サービスを合わせて充実していきます。

○地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の障がいの特性や障がい者に対する理解が重要となるため、様々な機会を捉えて地域での理解と支え合いの促進に努めます。

○施設入所者が安心して地域生活への移行が進められるよう、地域生活支援拠点等の関係機関と連携した支援体制を充実します。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の基本方針（令和 11 年度までの目標） ■

〇精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 319.3 日以上とする。
〇精神病床における１年以上の長期入院患者数を設定する。
〇退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率は、退院後 90 日時点の再入院率については 10.3%以下、退院後 180 日時点の再入院率については 17.4%以下とし、退院後 365 日時点の再入院率については 25.7%以下とすることを基本とする。
〇心のサポーター数を、令和 15 年度末までに 100 万人以上とする。
〇住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たって、Ｋ６（住民のこころの状態）を活用し、評価する。

■ 県の考え方 ■

〇国基本指針のとおり

長期入院患者数等の目標値は、県で設定します。

【成果目標】 （検討中・県で設定）

項　目	数値等	備　考
心のサポーター数	人	令和11年度末

【今後の方向性】

〇精神病床からの地域生活への移行に向けては、相談支援事業者との連携による地域移行支援、地域定着支援が必要になります。保健、医療、福祉関係者による協議の場を進め、埼葛北地区地域自立支援協議会と連携しながら、相談支援、情報提供等を充実し、可能な限り在宅生活に移行できるよう支援します。
〇精神障がいに対する市民の理解を深めるため、埼葛北地区地域自立支援協議会と連携しながら、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。
〇Ｋ６（住民のこころの状態）を活用して、心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に努めます。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

■ 国の基本方針（令和 11 年度までの目標） ■

〇一般就労への移行者数を令和６年度の 1.31 倍以上とする。
〇就労移行支援事業では 1.14 倍以上を基本とし、就労継続支援Ａ型事業では概ね 1.52 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業では概ね 1.67 倍以上を目指すこととする。
〇就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を、全体の５割以上とすることを基本とする。
〇就労定着支援事業の利用者を令和６年度の 1.47 倍以上とすることを基本とする。
〇就労定着率７割以上の事業所を全体の 2.5 割以上とする。
〇協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置する。就労選択支援利用者を 82,000 人以上とする。
〇一般就労への移行者数の目標値の設定に当たっては、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
〇都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを基本とする。

■ 県の考え方 ■

〇国基本指針のとおり

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和１１年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

【成果目標】 （検討中）

項　目	数値等	備　考
年間一般就労移行者数（実績）	人	令和６年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	人	令和11年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数 国の目標値は令和６年度の1.31倍以上
【目標値】 一般就労移行の増加割合	倍	

就労移行支援事業

項　目	数値等	備　考
年間一般就労移行者数（実績）	人	令和６年度において就労移行支援事業から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	人	令和11年度において就労移行支援事業から一般就労をした人の数 国の目標値は、令和３年度の1.14倍以上
【目標値】 一般就労移行の増加割合	倍	

項　目	数値等	備　考
就労移行支援事業所数（A）		令和11年度末時点
就労移行支援事業終了者のうち、一般就労移行者が５割以上の事業所数（B）		令和11年度末
【目標値】 一般就労移行者が５割以上の事業所の割合	100%	（B／A）　　令和11年度末時点 国の目標値は、50%以上

就労継続支援Ａ型

項　目	数値等	備　考
年間一般就労移行者数（実績）	人	令和６年度において就労継続支援Ａ型から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	人	令和11年度において就労継続支援Ａ型から一般就労をした人の数 国の目標値は、令和６年度の1.52倍以上

就労継続支援Ｂ型

項　目	数値等	備　考
年間一般就労移行者数（実績）	人	令和６年度において就労継続支援Ｂ型から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	人	令和11年度において就労継続支援Ｂ型から一般就労をした人の数 国の目標値は、令和６年度の1.67倍以上

就労定着支援事業

項　目	数値等	備　考
就労定着支援事業利用者数（実績）	人	令和６年度において就労定着支援事業を利用した人の数
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	人	令和11年度において就労定着支援事業を利用した人の数
【目標値】 就労定着支援事業の増加割合	倍	令和８年度 国の目標値は、令和６年度の1.47倍以上

項　目	数値等	備　考
就労定着支援事業所数（A）		令和８年度末時点
就労定着率７割以上の事業所数（B）		令和８年度末
【目標値】 就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合	%	（B／A）　　令和11年度末時点 国の目標値は、25%以上

就労選択支援事業

項　目	数値等	備　考
就労選択支援事業所数		協議会の設置圏域内の数
【目標値】 就労選択支援事業所数		国の目標値は、協議会の設置圏域内に１か所以上
【目標値】 就労選択支援事業利用者数	人	令和11年度 国の目標値は、82,000人

【今後の方向性】

○就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携を取りながら情報収集・提供を行い、広く事業者の参入を促していきます。

○公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に取り組みます。

○福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。

○「埼葛北地区地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習体験、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、市内の就労支援と就労定着の充実に努めます。

○一般就労への移行を進めるためには、本人や企業側の努力だけでなく、職場の仲間など周囲の人々の見守りや支え合い等が大切です。地域住民に対して、障がい者への理解が深まるよう、啓発に努めます。

○本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業の提供体制の確保に努めるとともに、就労選択支援の積極的な利用を促進します。

（4）障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本方針（令和 11 年度までの目標） ■

○児童発達支援センターの中核的な支援機能（以下の４つの機能）を確保することと基本とする。
①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョン推進の中核としての機能
④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
○児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
○インクルージョン推進のため、保健、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。圏域での設置であっても差し支えない。
○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。圏域での設置であっても差し支えない。
○障害児相談支援については、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図る。保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

■ 県の考え方 ■

○概ね国基本指針のとおり
○市町村計画には、協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置という記載だけでなく、各市町村で医療的ケア児とその家族のニーズに応えることができ、個別支援が可能となる体制を具体的に記載することが望ましい。

障がい児支援の提供体制の整備を図るため、圏域で中核的な機能を有した児童発達支援センターの面的整備のほか、保育所等訪問支援の体制の構築、重症心身障害児を支援する事業所の設置、医療的ケア児の適切な支援のための関係機関の協議の場の設置・充実について、目標を設定します。

【成果目標】　（検討中）

項　目	数値等	備　考
【目標値】 児童発達支援センターの中核的な支援機能	有	令和11年度末までに１か所以上
【目標値】 インクルージョン推進のための体制の構築		令和11年度末まで
【目標値】 インクルージョン推進のために関係機関が連携を図るための協議の場		令和11年度末まで
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	令和11年度末までに１か所以上
【目標値】 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	令和11年度末までに１か所以上
【目標値】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	令和11年度末まで
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和11年度末まで
【目標値】 障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制確保	有	令和11年度末まで

※児童発達支援センターについては、現在、圏域内に２か所設置されていますが、令和１１年度末までに圏域内で中核的機能を有する児童発達支援センターを面的整備により設置することを目指します。

※いずれも埼葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において設置や実施を目標とします。

【今後の方向性】

○児童発達支援センターの中核的な支援機能について、面的整備を進めます。

○障がい児の地域への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援の提供体制の整備に努めます。

○重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めます。

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置・充実に努め、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

（5）地域生活支援の充実

■ 国の基本方針（令和 11 年度までの目標） ■

○地域生活支援拠点等を整備するとともに、拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
○年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
○強度行動障害の状態にある者に関して、その支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

■ 県の考え方 ■

○国基本指針のとおり

地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標を設定します。

【成果目標】 （検討中）

項　目	数値等	備　考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	有	令和11年度末
【目標値】 地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターの配置	有	令和11年度末
【目標値】 運用状況の検証・検討	有	運用状況の検証・検討実施回数 年１回以上
【目標値】 強度行動障害の状態にある者に関し、関係機関が連携した支援体制の整備		令和11年度末

【今後の方向性】

○相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくりなど、埼葛北地区地域自立支援協議会と連携しながら、地域生活支援拠点等の体制の充実を進めます。
○障がい者の重度化・高齢化、「親なき後」に備え、障がい者の地域生活支援を進めるため、埼葛北地区地域自立支援協議会と連携しながら、地域生活支援拠点等の運用と活用を進めます。

（6）相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本方針（令和 11 年度までの目標） ■

○全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行うとともに、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
○セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

■ 県の考え方 ■

○国基本指針のとおり
○ただし、基幹相談支援センター及び協議会の設置の数値目標は設定しない。
《設定しない理由》
全市町村で設置済のため。

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制についての目標を設定します。

【成果目標】 （検討中）

項　目	数値等	備　考
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	
【目標値】 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等による個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制の確保		
【目標値】 のぞまないセルフプランの件数	件	令和11年度末まで

※いずれも埼葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において設置や実施を目標とします。

【今後の方向性】

○埼葛北地区地域自立支援協議会及び埼葛北地区基幹相談支援センターにおける取り組みを中心に、専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制を実施する体制の確保を進めます。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 国の基本方針（令和 11 年度までの目標） ■

○障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

■ 県の考え方 ■

○国基本指針のとおり

利用状況を把握し、障害福祉サービス等の提供についての検証に関する目標を設定します。また、障害福祉サービス等の質の向上についての取組の目標を設定します。

【成果目標】 （検討中）

項　目	数値等	備　考
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を県と連携して実施する体制の構築	有	令和11年度末まで

【今後の方向性】

○障がい者や関係団体、関係機関からのヒアリング等の調査を実施し、障害福祉サービス等の提供について検証を行います。
○埼葛北地区地域自立支援協議会と連携し、障害福祉サービス等の提供や質の向上について取組を進めます。

5　指定障害福祉サービス等の見込み

（1）訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

①居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内　容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚の障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量】　（検討中）

居宅介護

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
			令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用時間 （時間/月）	見込量		927	1,036	1,157	見込量			
	実績		661	556	（見込）573				
利用人数 （人/月）	見込量		54	60	65	見込量			
	実績		34	32	（見込）32				

重度訪問介護

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用時間 （時間/月）	見込量	1,119	1,251	1,397	見込量			
	実績	1,665	682	（見込）744				
利用人数 （人/月）	見込量	2	2	3	見込量			
	実績	4	2	（見込） 2				

同行援護

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用時間 （時間/月）	見込量	21	24	27	見込量			
	実績	23	22	（見込）24				
利用人数 （人/月）	見込量	2	2	3	見込量			
	実績	4	5	（見込） 4				

行動援護

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用時間 （時間/月）	見込量	615	688	768	見込量			
	実績	549	767	（見込）879				
利用人数 （人/月）	見込量	23	26	29	見込量			
	実績	32	37	（見込） 42				

重度障害者等包括支援

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用人数 （人/月）	見込量	0	0	0	見込量			
	実績	0	0	（見込）0				

【現状と見込量の考え方】

○訪問系サービスの中では、居宅介護及び行動援護の利用人数が多い傾向にあります。
○重度訪問介護は利用人数の減少に伴い、利用時間数も減少しました。
○家族等の介護者の高齢化等に伴い、今後もニーズは増加していくものとみられます。

【見込量確保に向けて】

○在宅生活の継続に向けて必要なサービスであり、また、家族等の介護者の高齢化に伴い、今後さらにニーズの高まりが予想されることから、サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
○サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした研修等の情報提供を行ってまいります。

（２）日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

①日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスなど、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内　容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 （福祉型、医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等を利用する福祉型と、医療機関等を利用する医療型があります。

【サービス見込量】　（検討中）

生活介護

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用日数 （人日/月）	見込量	1,331	1,371	1,411	見込量			
	実績	1,318	1,369	(見込) 1,402				
利用人数 （人/月）	見込量	63	65	67	見込量			
	実績	62	65	(見込) 66				

うち、重度障害者の利用人数（人/月）	見込量			

療養介護

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用人数 （人/月）	見込量	12	13	14	見込量			
	実績	10	10	（見込）10				

短期入所（福祉型）

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用日数 （人日/月）	見込量	38	53	74	見込量			
	実績	46	46	（見込）83				
利用人数 （人/月）	見込量	6	9	12	見込量			
	実績	6	7	（見込）10				

うち、重度障害者の利用人数（人/月）	見込量			

短期入所（医療型）

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用日数 （人日/月）	見込量	5	5	5	見込量			
	実績	0	0	（見込）0				
利用人数 （人/月）	見込量	1	1	1	見込量			
	実績	0	0	（見込）0				

うち、重度障害者の利用人数（人/月）	見込量			

【現状と見込量の考え方】

○生活介護の利用が増加しており、今後も同様の傾向が続くとみられます。療養介護の利用は、横ばいで推移しています。

○短期入所（福祉型）の利用は、増加しています。短期入所のニーズは高いことから、提供体制の整備により、今後も利用は増加するとみられます。

【見込量確保に向けて】

○日中活動の場の確保に向けて、事業者や相談機関等と連携を図り、利用者に対する事業者情報の提供に努めます。

○短期入所のニーズに対応できるよう、提供体制の充実が求められます。

○事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

②自立訓練【訓練等給付】

障がい者が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内　容
自立訓練（機能訓練）	身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】　（検討中）

自立訓練（機能訓練）

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用日数（人日/月）	見込量	15	15	15	見込量			
	実績	14	13	（見込）5				
利用人数（人/月）	見込量	1	1	1	見込量			
	実績	1	1	（見込）1				

自立訓練（生活訓練）

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用日数（人日/月）	見込量	82	85	88	見込量			
	実績	116	158	（見込）99				
利用人数（人/月）	見込量	7	8	9	見込量			
	実績	9	10	（見込）7				

【現状と見込量の考え方】

○自立訓練（機能訓練）の利用人数は横ばいとなっています。訓練ができる場所が限られていることから、今後も同様の傾向が続くとみられます。

○自立訓練（生活訓練）の利用は増減がありますが、長期的には増加していくとみられます。

【見込量確保に向けて】

○専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、定員の拡大や広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。

○サービスの提供に向けて、事業者情報の収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

③就労支援【訓練等給付】

働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内　容
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するＡ型と、雇用契約を結ばないＢ型があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、環境の変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談、企業や関係機関等との連絡調整、指導・助言等の支援を行います。

【サービス見込量】　（検討中）

就労選択支援

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用人数 （人/年）	見込量	―	1	1	見込量			
	実績	0	1	（見込）15				

※令和７年１０月からサービス開始

就労移行支援

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用日数 （人日/月）	見込量	239	239	239	見込量			
	実績	270	313	（見込）286				
利用人数 （人/月）	見込量	12	12	12	見込量			
	実績	18	20	（見込）18				

就労継続支援（Ａ型）

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用日数 （人日/月）	見込量	170	170	170	見込量			
	実績	223	196	（見込）204				
利用人数 （人/月）	見込量	10	10	10	見込量			
	実績	12	10	（見込） 10				

就労継続支援（Ｂ型）

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用日数 （人日/月）	見込量	1,535	1,604	1,676	見込量			
	実績	1,541	1,701	(見込) 1,904				
利用人数 （人/月）	見込量	88	91	95	見込量			
	実績	94	103	（見込）115				

就労定着支援

項目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用人数 （人/月）	見込量	12	13	15	見込量			
	実績	6	6	（見込） 6				

【現状と見込量の考え方】

○就労移行支援と就労継続支援B型については、利用人数・利用日数ともに増加しており、今後もニーズは増加するとみられます。

○就労選択支援は、令和７年度から開始された新しいサービスです。令和７年度に１人の利用があり、令和８年度には15人の利用が見込まれます。

【見込量確保に向けて】

○公的機関、民間企業、福祉施設等が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があります。
○就労先の確保のために、市内に障害者就労支援センターを設置するなど、体制の充実を図る必要があります。
○「埼葛北地区地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、再チャレンジ支援など、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、市内の就労支援策の充実に努めます。
○その人に合った内容で利用できるよう、多様な事業所の充実が望まれることから、事業者の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
○就労を希望する人が利用できるよう、就労選択支援の提供事業所の参入を促進していきます。
○特別支援学校と連携を図り、在学中から卒業後の進路希望先についての情報共有に努めます。

（3）住まいの確保（居住系サービス）

①居住支援【訓練等給付】

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内　容
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から退所して一人暮らしをする方に、一定期間定期的に居宅を訪問し、日常生活状況や体調、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談等に、訪問、電話、メール等による対応も行います。

【サービス見込量】　（検討中）

共同生活援助（グループホーム）

項目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用人数（人/月）	見込量	42	47	52	見込量			
	実績	41	52	（見込）55				
うち、重度障害者の利用人数（人/月）					見込量			

自立生活援助

項目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用人数（人/月）	見込量	1	1	1	見込量			
	実績	0	0	（見込）0				

【現状と見込量の考え方】

○共同生活援助（グループホーム）の利用人数は、増加しています。「親なき後」を見据え入所を希望する人が多いことから、今後も同様の傾向が続くとみられます。

○自立生活援助は、近年利用がありません。利用期間が１年間であることから、今後も同様の傾向が続くとみられます。

【見込量確保に向けて】

○地域生活への移行に向けて、居住系サービスの確保が重要になります。家族等介護者の高齢化等にも伴い、ニーズの拡大も予想されることから、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

○近隣市町で活動するＮＰＯ法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、グループホーム等の設置を継続的に働きかけていきます。

○地域生活への移行を希望している人、自立生活を希望している人への住まいの確保に向けて、体験的な利用ができるよう、情報提供を進めていきます。

○事業者に対する情報提供を行い、事業者の参入を促進します。

②施設入所支援【介護給付】

夜間においても安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内　容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】　（検討中）

施設入所支援

項目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用人数（人/月）	見込量	37	37	37	見込量			
	実績	35	37	（見込）36				

【現状と見込量の考え方】

○施設入所者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【見込量確保に向けて】

○施設を必要とし、入所を希望する人は少なくないことから、十分な量が確保できるよう、障がい者の重度化、高齢化、「親なき後」の生活を鑑み、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

（4）相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

障がい者の自立した生活を支え、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

【サービスの概要】

サービス名	内　容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障害者が地域で生活できるように、相談や調整・支援を行います。
地域定着支援	地域の単身障がい者や家庭状況により家族の支援が受けられない障がい者で、自らサービス利用に関する調整が難しい方に対して、常時の連絡体制を確保し、相談や調整・支援を行います。

【サービス見込量】

（検討中）

計画相談支援

項目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用人数（人/月）	見込量	35	38	41	見込量			
	実績	52	56	（見込）46				

地域移行支援

項目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用人数（人/月）	見込量	2	2	2	見込量			
	実績	0	0	（見込）1				

地域定着支援

項目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用人数 （人/月）	見込量	4	5	6	見込量			
	実績	6	7	（見込）6				

【現状と見込量の考え方】

○計画相談支援の利用人数は、少しずつ増える傾向にあるとみられます。令和８年４～６月に支給決定（変更含む）された障害福祉サービス等の受給者のうち、セルフプランは28.2%ですが、本人の希望でセルフプランとなっているケースがほとんどです。

○地域移行支援は、近年、利用者はいませんが、精神障害者の施設や病院から地域生活へ移行を促進することにより、利用を見込みます。

○地域定着支援の利用者は横ばいとなっており、今後も同様の傾向が続くとみられます。

【見込量確保に向けて】

○計画相談支援の利用人数は増えていますが、依然としてセルフプランの方もいるという現状です。すべてのサービス等利用者が計画相談支援の利用につながるよう、計画相談支援についての周知と利用の促進を図ります。

○埼葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活用し、相談支援事業所と連携を図り、対応していきます。

○支援を必要とする人に十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、相談体制の強化に取り組みます。

6　障がい児支援等の見込み

（1）障害児通所支援

障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内　容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【サービス見込量】　（検討中）

児童発達支援

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用日数（人日/月）	見込量	1,109	1,216	1,323	見込量			
	実績	954	962	（見込）865				
利用人数（人/月）	見込量	95	99	103	見込量			
	実績	95	96	（見込）86				

居宅訪問型児童発達支援

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用日数 （人日/月）	見込量	1	1	1	見込量			
	実績	0	0	(見込) 0				
利用人数 （人/月）	見込量	1	1	1	見込量			
	実績	0	0	(見込) 0				

放課後等デイサービス

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用日数 （人日/月）	見込量	1,693	2,016	2,339	見込量			
	実績	1,585	1,832	(見込) 1,995				
利用人数 （人/月）	見込量	135	159	183	見込量			
	実績	138	158	(見込) 175				

保育所等訪問支援

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用日数 （人日/月）	見込量	27	33	39	見込量			
	実績	5	4	(見込) 9				
利用人数 （人/月）	見込量	25	31	37	見込量			
	実績	5	4	(見込) 9				

【現状と見込量の考え方】

○児童発達支援の利用は、減少傾向となっています。放課後等デイサービスは大きく増加しており、共働き世帯の増加などから、今後もニーズは増加するとみられます。
○保育所等訪問支援は、ニーズに合わせて対応していきます。
○居宅訪問型児童発達支援は利用者がいませんが、必要なニーズに対応していきます。

【見込量確保に向けて】

○障がい児の発達を支援するために必要なサービスが利用できるよう、提供体制の充実を図ります。
○障がい児の保護者がサービスについての情報を得ることができるよう、情報提供の充実を図ります。
○児童発達支援については、県や関係市町と連携しながら、適切な提供体制について確認や検討を行うとともに、多様な障がい特性にも対応できるようなサービス提供事業所の参入を促進していきます。

（2）障害児相談支援等

障がい児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

【サービスの概要】

サービス名	内　容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 ※障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。
医療的ケア児コーディネーター	専門的な知識と経験に基づいて、人工呼吸器など日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児など、医療的ケアが必要な障がい児の支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）や支援を調整するコーディネーターを配置します。

【サービス見込量】　（検討中）

障害児相談支援

項目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用人数（人/月）	見込量	61	76	91	見込量			
	実績	55	51	（見込）61				

医療的ケア児の支援を調整するコーディネーター

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
配置人数（人）	見込量	4	4	4	見込量			
	実績	4	4	（見込）4				

※埼葛北地区地域自立支援協議会の圏域内においての見込とします。

【現状と見込量の考え方】

○障害児相談支援の利用人数は、増減がありますが、長期的には増加するとみられます。令和８年４～６月に支給決定（変更含む）された障害児通所支援の受給者のうち、セルフプランは29.9%ですが、保護者の希望でセルフプランとなっているケースがほとんどです。

○医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターは、埼葛北地区地域自立支援協議会の圏域内で４人いることから、今後もその数を維持していきます。

【見込量確保に向けて】

○埼葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活用し、相談支援事業所と連携を図り、対応していきます。

○支援を必要とする児童とその家族が十分な相談ができるよう、周辺市町と連携し、相談体制及び支援体制の強化に取り組ます。

○医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターは欠けることがないように、埼葛北地区地域自立支援協議会の圏域内で、事業所に対し人員配置に配慮するよう働きかけをしていきます。

7　地域生活支援事業

①概要

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 ①障害者相談支援事業 ②市町村相談支援機能強化事業 ③住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者若しくは精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設である地域活動支援センターについて、機能の強化を図ります。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動や各種事業への参加促進など、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。

②量の見込み　（検討中）

白岡市で実施する地域生活支援事業は次のとおりです。

相談支援事業

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業（か所/年）	見込量	3	3	3	見込量			
	実績	3	3	（見込） 3				
基幹相談支援センター（か所）	見込量	1	1	1	見込量			
	実績	1	1	（見込） 1				

成年後見制度利用支援事業

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業　（件/年）	見込量	2	2	2	見込量			
	実績	0	0	（見込） 3				

意思疎通支援事業

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業　（件/年）	見込量	48	48	48	見込量			
	実績	55	45	（見込） 80				
手話通訳者設置事業　（人/年）	見込量	3	3	3	見込量			
	実績	8	8	（見込） 8				

日常生活用具給付等事業

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和６年度	令和７年度	令和８年度		令和９年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具　（件/年）	見込量	2	2	2	見込量			
	実績	6	1	（見込） 2				
自立生活支援用具　（件/年）	見込量	3	3	3	見込量			
	実績	5	3	（見込） 4				
在宅療養等支援用具　（件/年）	見込量	2	2	2	見込量			
	実績	6	2	（見込） 2				
情報・意思疎通支援用具（件/年）	見込量	4	4	4	見込量			
	実績	0	1	（見込） 2				
排泄管理支援用具　（件/年）	見込量	507	527	548	見込量			
	実績	552	603	（見込） 580				
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（件/年）	見込量	1	1	1	見込量			
	実績	0	0	（見込） 0				

手話奉仕員養成研修事業

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
手話奉仕員養成研修事業 （人）	見込量	66	66	66	見込量			
	実績	52	24	(見込) 30				

移動支援事業

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
利用人数 （人/年）	見込量 (利用)	24	27	30	見込量 (利用)			
	実績 (登録数)	37	40	(見込) 35				
	実績 (利用)	156	180	(見込) 114				
利用時間 （時間/年）	見込量	1,046	1,110	1,174	見込量			
	実績	932	776	(見込) 713				

地域活動支援センター機能強化事業

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
設置か所数 （か所）	見込量	3	4	4	見込量			
	実績	4	4	(見込) 4				
利用人数 （人/年）	見込量	10	12	12	見込量			
	実績	9	13	(見込) 12				

任意事業

項　目		第７期見込・実績			第８期見込			
		令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度		令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
日中一時支援事業 （人/年）	見込量 （利用）	23	23	25	見込量 （利用）			
	実績 （登録数）	48	51	（見込）55				
	実績 （利用）	27	30	（見込）33				
訪問入浴サービス事業 （人/年）	見込量	3	3	3	見込量			
	実績	4	5	（見込） 3				
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業　（人/年）	見込量	1	1	1	見込量			
	実績	3	3	（見込） 1				
知的障害者職親委託制度 （人/年）	見込量	1	1	1	見込量			
	実績	2	1	（見込） 1				
社会参加促進事業 （人/年）	見込量	37	37	38	見込量			
	実績	52	24	（見込）30				

③実施に向けた考え方

事業名	内　容
相談支援事業	○相談支援事業は、３市２町の広域事業として、３法人に委託して実施しています。 ○３市２町の広域事業として、「埼葛北地区基幹相談支援センター」を１か所設置しています。 ○個別の相談支援事例、障がい者の虐待防止、権利擁護への対応ができるよう、埼葛北地区地域自立支援協議会での協議を基に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員の配置を充実するなど、相談支援体制の強化に努めます。
成年後見制度利用支援事業	○判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、その人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備を進めていきます。
意思疎通支援事業	○手話通訳者派遣事業は市の事業として実施していくほか、必要なサービスが確保できるよう、「埼玉聴覚障害者情報センター」とも連携・協力し、事業の充実に努めていきます。 ○要約筆記奉仕員派遣事業は引き続き、「埼玉聴覚障害者情報センター」に委託して実施していきます。 ○広域において手話講習会開催などにより、手話通訳者等の養成に継続して取り組みます。 ○代筆、代読、音声訳等の人材確保に向けて関係機関との連携を図ります。
日常生活用具給付等事業	○引き続き事業を実施します。
手話奉仕員養成研修事業	○引き続き事業を実施します。
移動支援事業	○引き続き事業を実施します。
地域活動支援センター機能強化事業	○地域活動支援センターが地域の創作的活動又は生産活動の機会の提供の場として継続的な事業運営や事業の充実が図られるよう、事業者への情報提供や各種支援に努めます。
日中一時支援事業	○サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。 ○引き続き事業を実施します。
訪問入浴サービス事業	
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	
知的障害者職親委託制度	
社会参加促進事業	

8　障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障がい児やその家族の希望に沿った子ども・子育て支援サービス等を利用できるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

【受入人数（実人数）】　（検討中）

項　目	第８期見込		
	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
保育所 （人）			
認定こども園 （人）			
学童クラブ （人）			
幼稚園 （人）			
特定地域型保育事業（小規模保育等） （人）			
その他の保育事業 （人）			

9　発達障害者等に対する支援

発達障害の早期発見・早期支援には、本人及びその家族への支援が重要です。また、家族等が障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援の体制の充実が求められています。

埼玉県発達障害総合支援センターをはじめ、周辺市町及び埼葛北地区地域自立支援協議会との連携を図り、発達障害に関する様々な情報提供や相談、支援の充実を図ります。

【概要】

項　目	内　容
発達障害者及び家族等への支援	発達障害児の保護者を対象に、障がい児の行動を理解し、対応方法を考えること等を目的とした保護者向け学習会やペアレントトレーニングの機会を確保します。
ペアレントメンター事業	発達障害のある子どもを育ててきた親が、様々な不安を持つ親に対して同じ立場から情報提供や助言等を行うペアレントメンターの取り組みを進めます。
ピアサポート活動	当事者同士が集い、交流することで、情報交換や意見交換を行うピアサポート活動を進めます。

【見込量】　（検討中）

項　目	第８期見込		
	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数　（人）			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）　（人）			
ペアレントメンターの人数　（人）			
ピアサポートの活動への参加人数　（人）			

10　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現するためには、医療、障がい福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されていくことが重要となっています。

保健所及び病院、周辺市町や埼葛北地区地域自立支援協議会との連携を強化し、保健、医療、福祉等の協議の場を通じて、精神障害者に対する重層的な連携支援体制を構築します。また、地域生活支援拠点を活用し、体験の機会を定期的に利用できる体制を整え、「親なき後」も誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう支援に努めます。

【概要】

項　目	内　容
保健・医療・福祉関係者による協議の場	保健、医療、福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
精神障害者に対する障害福祉サービスの充実	精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助のサービスの充実を進め、地域で安心して生活できるよう支援します。

【見込量】　（検討中）

項　目	第８期見込		
	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数（回）			
協議の場への関係者の参加者数（延べ人数）			
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（有無）	有	有	有
（回）			
協議の場における活動状況の把握（回）			
心のサポーター養成研修実施回数（回）			
精神保健福祉相談員講習会等実施回数（回）			

※幸手保健所の管内及び埼葛北地区地域自立支援協議会の圏域内においての見込とします。

項　目	第８期見込		
	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
精神障害者の地域移行支援 （人）			
精神障害者の地域定着支援 （人）			
精神障害者の共同生活援助 （人）			
精神障害者の自立生活援助 （人）			
精神障害者の自立訓練（生活訓練） （人）			
精神障害者の短期入所 （人）			

11　相談支援体制の充実･強化等

必要な支援につなぐためには、ニーズを的確に把握する「相談支援」の役割が重要となっており、多種多様で、かつ複合的な相談内容を必要な支援につなげられるよう、相談支援機関との連携が必要となっています。

埼葛北地区地域自立支援協議会及び埼葛北地区基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援機関との連携強化を図ります。

【概要】

項　目	内　容
総合的・専門的な相談支援の実施	埼葛北地区基幹相談支援センターを中心に、障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築を図ります。
地域の相談支援体制の強化	埼葛北地区基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業に対し訪問等による専門的な指導・助言を行うとともに、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化を図ります。

【見込量】　（検討中）

項　目	第８期見込		
	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）			
基幹相談支援センターによる人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合（%）			
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与（有無）			
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
協議会の実施回数（回）			
専門部会の設置数（回）			
専門部会の実施回数（回）			
個別事例検討を通じた課題を協議会の議題とした回数（回）			

12　障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がいの重度化や障がい者の高齢化とともに、ニーズの多様化に対応するために、質の高いサービスの提供が求められており、埼葛北地区地域自立支援協議会において、サービスの質の向上に取り組んでいます。

県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、請求上の注意点等について事業所と共通認識を図ります。

【概要】

項　目	内　容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的内容を理解する観点から、事業者へ県や市等が行う研修の積極的な参加を促します。初任者研修、権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加を進めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	システムの審査結果を分析し、その結果から得られた請求上の注意点等について、事業所等と共有を進めることにより、請求の過誤をなくすとともに、適正化と事務負担の軽減を図ります。

【見込量】　（検討中）

項　目	第８期見込		
	令和 ９年度	令和 10年度	令和 11年度
県が実施する研修への参加人数　（延べ人数）			
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制　（有無）			
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数　（回）			

13　サービスの確保策

記載内容

〇人材の育成と確保

〇情報提供体制の充実

〇サービス提供基盤の整備方針

〇サービスを利用しやすい環境づくり

第4章　施策を円滑に推進するために重要な事項

記載内容

○障がい者等に対する虐待防止
○意思決定支援の促進
○文化芸術・スポーツ等による社会参加等の促進
○情報の取得利用・意思疎通の推進
○障がいを理由とする差別の解消の推進
○事業所における利用者の安全確保の取組・研修

第5章　計画の推進

記載内容

○計画推進のための方針
○関係機関との連携による推進体制の整備

資料編

掲載予定

○策定経過
○懇話会設置要綱・委員名簿
○提言書
○白岡市心をつなぐ手話言語条例
○用語説明